

公布された条例のあらまし

◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

地方公務員法の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

職業能力開発促進法施行令の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 規定の整理

行政不服審査法の改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

(1) 奈良県職員に対する退職手当に関する条例

(2) 一般職の職員の給与に関する条例

(3) 奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(4) 奈良県税条例

(5) 奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例

2 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇介護保険法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

1 規定の整理

介護保険法の改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (3) 奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (5) 奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- (6) 奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (7) 奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

- (8) 奈良県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- 2 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。